

## コンプライアンス体制に関する基本方針および社内管理体制

### 1. 基本方針

当社は、法令および社会的規範を遵守し、公正かつ透明な企業活動を推進するために、コンプライアンス体制を整備し、従業員の倫理観の向上および適正な業務遂行を徹底することを基本方針とします。

### 2. コンプライアンス管理体制

#### (1) コンプライアンス責任者の設置

- ①代表取締役をコンプライアンス責任者 (CCO : Chief Compliance Officer) とし、社内のコンプライアンス活動を統括する。
- ②コンプライアンスに関する指導・教育、問題発生時の対応を責任者が主導する。

#### (2) コンプライアンス推進担当者

- ①必要に応じて、各部署にコンプライアンス推進担当者を配置し、責任者のもとで法令遵守の徹底をサポートする。
- ②コンプライアンスに関する相談・報告の窓口となる。

#### (3) コンプライアンス教育の実施

- ①従業員に対して、年1回のコンプライアンス研修を実施し、社内のコンプライアンス意識を高める。
- ②研修内容は、ハラスメント防止、個人情報保護、取引先との適正な関係など、企業活動に関連する重要項目を含む。

#### (4) 内部通報制度の整備

- ①社内外からの通報を受け付けるための「コンプライアンスホットライン（相談窓口）」を設置する。
- ②通報者の秘密を厳守し、不利益な取扱いを行わないことを徹底する。
- ③必要に応じて、第三者機関（弁護士事務所等）と連携し、外部通報窓口を設ける。

### 3. コンプライアンス違反への対応

- ①コンプライアンス違反が発覚した場合は、速やかにコンプライアンス責任者へ報告し、適切な調査を実施する。
- ②違反の内容に応じて、是正措置・再発防止策を講じる。
- ③必要に応じて、関係者への処分を検討し、社内外へ適切な説明を行う。

#### 4. コンプライアンス体制の継続的な見直し

当社は、社会的要請や法令の改正に対応し、コンプライアンス体制を定期的に見直し、必要な改善を行います。

#### 【付記】

制定日：2024年4月1日

制定者：株式会社SMO南小国 代表取締役 高橋 周二

適用範囲：全従業員